

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について 新旧対照表
(第6管理期間 (令和2年漁期))

改正後	改正前																												
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について (第6管理期間 (令和2年漁期)) 令和元年12月26日公表 令和2年3月2日一部改正 令和2年5月1日一部改正 令和2年5月28日一部改正 令和2年9月18日一部改正 <u>令和2年10月1日一部改正</u></p>	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について (第6管理期間 (令和2年漁期)) 令和元年12月26日公表 令和2年3月2日一部改正 令和2年5月1日一部改正 令和2年5月28日一部改正 令和2年9月18日一部改正</p>																												
<p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 (略)</p>	<p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 (略)</p>																												
<p>第2 くろまぐろの動向に関する事項 (略)</p>	<p>第2 くろまぐろの動向に関する事項 (略)</p>																												
<p>第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項 (略)</p>	<p>第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項 (略)</p>																												
<p>第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項</p>	<p>第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項</p>																												
<p>1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第6管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量(以下「大臣管理漁業の配分量」という。)は、次表に定めるとおりとする。</p>	<p>1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第6管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量(以下「大臣管理漁業の配分量」という。)は、次表に定めるとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>大臣管理漁業の種類</th> <th>期間</th> <th>数量(トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">くろまぐろ (小型魚)</td> <td>大中型まき網漁業</td> <td></td> <td>1,470.0</td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td></td> <td><u>47.0</u></td> </tr> <tr> <td>東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業</td> <td></td> <td>48.4</td> </tr> </tbody> </table>	第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	期間	数量(トン)	くろまぐろ (小型魚)	大中型まき網漁業		1,470.0	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業		<u>47.0</u>	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業		48.4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>大臣管理漁業の種類</th> <th>期間</th> <th>数量(トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">くろまぐろ (小型魚)</td> <td>大中型まき網漁業</td> <td></td> <td>1,470.0</td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td></td> <td><u>62.4</u></td> </tr> <tr> <td>東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業</td> <td></td> <td>48.4</td> </tr> </tbody> </table>	第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	期間	数量(トン)	くろまぐろ (小型魚)	大中型まき網漁業		1,470.0	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業		<u>62.4</u>	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業		48.4
第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	期間	数量(トン)																										
くろまぐろ (小型魚)	大中型まき網漁業		1,470.0																										
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業		<u>47.0</u>																										
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業		48.4																										
第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	期間	数量(トン)																										
くろまぐろ (小型魚)	大中型まき網漁業		1,470.0																										
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業		<u>62.4</u>																										
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業		48.4																										

くろまぐろ (大型魚)	大中型まき網漁業		3,247.9
	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業		<u>585.4</u>
		1～3月	97.3
		4～6月	449.4
		7～12月	<u>38.7</u>
東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業		10.3	

2～8 (略)

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

(1) 小型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	102.7
青森県	350.1
岩手県	93.7
宮城県	74.4
秋田県	31.7
山形県	14.7
福島県	13.6
茨城県	28.3
千葉県	71.9
東京都	15.8
神奈川県	47.3
新潟県	77.2
富山県	119.4
石川県	<u>121.0</u>
福井県	<u>29.1</u>
静岡県	35.5
愛知県	0.1
三重県	<u>58.7</u>
京都府	26.1
大阪府	0.1

くろまぐろ (大型魚)	大中型まき網漁業		3,247.9
	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業		<u>570.0</u>
		1～3月	97.3
		4～6月	449.4
		7～12月	<u>23.3</u>
東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業		10.3	

2～8 (略)

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

(1) 小型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	102.7
青森県	350.1
岩手県	93.7
宮城県	74.4
秋田県	31.7
山形県	14.7
福島県	13.6
茨城県	28.3
千葉県	71.9
東京都	15.8
神奈川県	47.3
新潟県	77.2
富山県	119.4
石川県	<u>113.9</u>
福井県	<u>28.6</u>
静岡県	35.5
愛知県	0.1
三重県	<u>54.3</u>
京都府	26.1
大阪府	0.1

兵庫県	6.1
和歌山県	34.1
鳥取県	<u>8.4</u>
島根県	<u>107.4</u>
岡山県	0.1
広島県	0.1
山口県	114.9
徳島県	13.6
香川県	0.1
愛媛県	12.9
高知県	90.5
福岡県	<u>17.3</u>
佐賀県	4.1
長崎県	882.6
熊本県	<u>10.2</u>
大分県	3.8
宮崎県	19.8
鹿児島県	15.2
沖縄県	0.1
計	<u>2,652.7</u>

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	308.5
青森県	588.0
岩手県	80.6
宮城県	30.2
秋田県	40.1
山形県	11.8
福島県	1.0
茨城県	6.8
千葉県	50.2
東京都	26.5

兵庫県	6.1
和歌山県	34.1
鳥取県	<u>7.3</u>
島根県	<u>107.3</u>
岡山県	0.1
広島県	0.1
山口県	114.9
徳島県	13.6
香川県	0.1
愛媛県	12.9
高知県	90.5
福岡県	<u>16.2</u>
佐賀県	4.1
長崎県	882.6
熊本県	<u>9.1</u>
大分県	3.8
宮崎県	19.8
鹿児島県	15.2
沖縄県	0.1
計	<u>2,637.3</u>

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	308.5
青森県	588.0
岩手県	80.6
宮城県	30.2
秋田県	40.1
山形県	11.8
福島県	1.0
茨城県	6.8
千葉県	50.2
東京都	26.5

神奈川県	6.9
新潟県	116.2
富山県	16.8
石川県	<u>19.3</u>
福井県	<u>19.7</u>
静岡県	21.7
愛知県	1.0
三重県	<u>26.7</u>
京都府	33.5
大阪府	1.0
兵庫県	10.6
和歌山県	23.2
鳥取県	<u>3.4</u>
島根県	<u>33.9</u>
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	35.0
徳島県	10.4
香川県	1.0
愛媛県	6.6
高知県	19.0
福岡県	<u>8.7</u>
佐賀県	8.6
長崎県	197.8
熊本県	<u>3.8</u>
大分県	7.4
宮崎県	36.3
鹿児島県	10.4
沖縄県	220.9
計	<u>2045.5</u>

2～10 (略)

第6・第7 (略)

神奈川県	6.9
新潟県	116.2
富山県	16.8
石川県	<u>26.4</u>
福井県	<u>20.2</u>
静岡県	21.7
愛知県	1.0
三重県	<u>31.1</u>
京都府	33.5
大阪府	1.0
兵庫県	10.6
和歌山県	23.2
鳥取県	<u>4.5</u>
島根県	<u>34.0</u>
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	35.0
徳島県	10.4
香川県	1.0
愛媛県	6.6
高知県	19.0
福岡県	<u>9.8</u>
佐賀県	8.6
長崎県	197.8
熊本県	<u>4.9</u>
大分県	7.4
宮崎県	36.3
鹿児島県	10.4
沖縄県	220.9
計	<u>2060.9</u>

2～10 (略)

第6・第7 (略)

